

アマチュア無線技士国家試験に係る試験科目（電気通信術（モールス電信））の見直し案

総務省は、平成 17 年に第三級アマチュア無線技士の電気通信術（モールス電信）の試験方法について改正を行い、その後もアマチュア無線技士の国家試験におけるモールス電信の試験方法の在り方について検討を続けてきました。

欧米の主要な各国においてもアマチュア無線技士についてモールス電信に関する技能試験が廃止されているなどの現状に鑑み、受験者の負担軽減の観点から下記のとおり、第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士の国家試験に係る試験科目を見直すことが適当であると考えます。

記

- 1 第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士のモールス電信の試験を廃止し、試験科目の「法規」においてモールス符号の理解度を確認することとする。

【理由】

アマチュア資格に係る試験制度の世界的な動向に鑑みれば、必ずしもモールス電信の実技試験においてその技能を確認しなくても、試験科目の「法規」において筆記によりその知識を確認すれば足りると判断されるため。

なお、モールス符号は、無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）において定められており、試験科目の「法規」の出題範囲内である。

- 2 第三級アマチュア無線技士については、現行どおりとする。

【理由】

モールス符号の知識を、試験科目の「法規」において引き続き確認する必要があるため。

- 3 第四級アマチュア無線技士については、現行どおりとする。

【理由】

モールス電信は、第四級アマチュア無線技士の操作範囲外であるため。

【現行】

○ 電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）による各級アマチュア無線技士の現行操作範囲

| 資 格 | 操作できるアマチュア無線局の無線設備の範囲（※） | | |
|--------------|--------------------------|---------------------------|--------------|
| | 空中線電力 | 周 波 数 | その他 |
| 第一級アマチュア無線技士 | すべて | すべて | モールス電信 可 |
| 第二級アマチュア無線技士 | 200W以下 | すべて | |
| 第三級アマチュア無線技士 | 50W以下 | 18MHz以上、8MHz以下 | |
| 第四級アマチュア無線技士 | 10W以下 | 21MHzから30MHzまで、 8MHz以下 | モールス電信 不可 |
| | 20W以下 | 30MHz超 | |

※今回の見直し内容の適用外である。

○ 無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）による電気通信術の現行の試験
（平成 17 年度改正）

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 第一級アマチュア無線技士 | 1 分間25字の速度の欧文普通語による約 2 分間の音響受信 |
| 第二級アマチュア無線技士 | |
| 第三級アマチュア無線技士 | な し |
| 第四級アマチュア無線技士 | |

○ アマチュア無線の電気通信術の試験を廃止した諸外国の例

| | 動向 | 廃止日 |
|-----------|--|-----------------|
| (1) 米国 | 全資格からモールス試験（Code Test）を廃止した。 | 2007 年 2 月 23 日 |
| (2) 欧州（※） | CEPT（欧州郵便電気通信主管庁会議）勧告 TR61/02 において、全資格からモールス試験を廃止した。 | 2004 年 2 月 12 日 |
| (3) 豪州 | 2004 年 1 月にモールス試験の義務を廃止した。 | 2004 年 1 月 1 日 |

※ CEPT は、加盟国（48 カ国）の電気通信主管庁から構成されており、モールス試験の要件の撤廃は、各国主管庁の判断に委ねられているが、イギリス、スイス、オランダ及びフィンランド国においては、モールス試験の要件が廃止されている。

【参考】

平成 15 年（2003 年）7 月に開催された世界無線通信会議（WRC2003）において、無線通信規則（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則）が改正され、アマチュア無線技士国家試験においてモールス電信の試験を行うかどうかについては、各国主管庁の判断に委ねられることとなった。